

令和４年第７回周南市議会定例会一般質問通告一覧表
(令和４年１２月２日～１２月７日)

１ 遠藤伸一（公明党）

１ 大島干潟の脱炭素に向けた取組について

- (1) ブルーカーボン推進事業における調査研究の進捗は。
- (2) 藻場の保全活動を通じた環境教育への展開は。
- (3) ２０５０年カーボンニュートラルを目指す上で、ブルーカーボンについて、長期目標（計画）の策定が必要と考えるがどうか。

２ 高齢者支援について

- (1) 独り暮らしの高齢者の見守りにおける現状について、以下を問う。
 - ア 見守り対象者の推移は。
 - イ 支援が必要とされる見守り対象者をどのように把握しているか。
- (2) ICT（情報通信技術）を複合的に活用した高齢者の見守りについて、本市の見解を問う。

３ 障害者支援について

- (1) 視覚障害者施策について、以下を問う。
 - ア 同行援護は、厚生労働省が示した統一的な基準で運用されているか。
 - イ 日常生活用具給付等事業の補助対象にスマートフォンを追加してはどうか。

２ 田中 昭（周南市民の会）

１ 本市の教育について

- (1) 学校給食の現況について、以下を問う。
 - ア 学校給食の狙いは。また、現在も続いているコロナ禍における給食時間の現状は。
 - イ 学校給食センターごとの児童生徒の残食の状況は。また、そのことについて教育委員会としての考えは。
 - ウ 学校給食費の無料化は国が実施すべきと考えるが、無料化までの間、市が給食費の補助を行ってはどうか。
- (2) 教員等の校外研修について、以下を問う。
 - ア コロナ禍の影響とともにタブレット端末が導入され、校外研修の在り方が大きく変わってきていると思うが、どのような状況か。また、研修のための出張旅費の予算はどうなっているのか。
 - イ 今後、若手を中心とした教員の育成が一層重要となってくると思うが、教育委員会としての考えは。
- (3) いじめ問題について、以下を問う。
 - ア 近年のいじめの認知件数、内容は。
 - イ SNSに関連したいじめの実態は。

ウ SNSに関連したいじめに対して、学校や教育委員会はどのように対応してきたのか。
エ いじめの防止・抑止のために、児童生徒に対して、どのような指導がなされているのか。

(4) 周南市学校施設等長寿命化計画について、以下を問う。

ア 計画初年度に当たる令和2年度からの経過と、本計画に係る各年度の執行概算額は。
イ 計画期間の後期に、校舎の新築や新たな学校新設等のプランを早めに検討してはどうか。
ウ 学校教育における最低限必要な遊具とは、どのようなものか。また、今後の遊具の撤去・更新計画は。

(5) 小中学校等の緑化環境の整備について、以下を問う。

ア 小中学校における緑化環境について、整備の現状は。
イ 学校敷地内の芝生の管理や樹木剪定等について、市はどのような支援を行っているのか。
ウ 緑化環境の整備に関して、教職員にとって大きな負担となっているが、さらなる支援はできないのか。

3 小林雄二（周南市民の会）

1 労働人口減少における対応と工業の発展について

(1) 令和4年10月20日付で、連合山口県央地域協議会周南地区会議から市長に提出された「2023年度周南市政策・予算に対する要請書」のうち、以下の点について市の考えを問う。『周南市の工業製品出荷額は全市区中で上位にあり、本市における重要な産業と考えている。工業に従事している従業員数は11,362人（平成30（2018）年）であり、周南市の生産人口に占める割合は約15%と高い比率を占めている。一方で、我が国では、平成20年の1億2,808万人をピークとして人口が減少に転じており、本市においても同様に、昭和60（1985）年の167,302人をピークに、直近の令和4（2022）年8月には138,574人まで減少している。「周南市まちづくり総合計画」（以下、総合計画）による人口の推移と見通しでは、23年後の2045年には約3万1千人減の107,540人になると推計されている。人口減少に伴い、将来的に工業に従事する人の不足が予想されると共に、人口の流出や従事者の高齢化・退職者の増加により、人材の確保が困難になることが推測される。人口減少に歯止めをかけると共に工業に従事する者の人材育成が課題と認識している。市民意識について調査した平成30（2018）年のアンケート結果では、市の施策に対する満足度が最も低い項目として「人材の育成と雇用の創出」があがっている。これらのデータや市民意識からも、人口減少に歯止めをかけること、そして工業を支える従業員数を維持・増強し、継続的に人材育成を進める必要があると認識している。本市にとって重要な産業である工業を持続的発展させることが、本市の発展につながるとの観点から以下の内容について要請する。

【要請事項】

・継続して人口減少と人材流出の防止措置を講じることを要請する。

- ・小・中学校の生徒に対して、「周南市の工業」（沿革、生産品、環境対応の状況等）について学習する場を設けることを要請する。
- ・高校あるいは大学において工業を学べる場（工業高校の維持・拡大、周南公立大学の工業系学部の新設など）を設けることを要請する。
- ・市民に対して工業の現状や必要性について広報することを要請する。
- ・高齢期でも働き続けられるよう、事業主に対して職場環境の改善と雇用継続について指導することを要請する。』

2 公民館廃止後の市民センターでの社会教育活動について

- (1) 市民センター条例が施行されて、5年が経過しようとしている。平成30年3月31日に廃止された公民館運営審議会は、社会教育法第29条の規定により、教育委員会生涯学習担当課の諮問に基づいて各種事業の企画実施について調査・審議を行うとされている。公民館運営審議会の廃止後も、生涯学習、社会教育はきちんと担保するとされているが、この趣旨に沿った事業（定期講座・講習会の開催、図書・記録・資料等を備え、その利用を図ること等）の精査は行われているのか。

3 2市2町合併後のまちづくりについて

- (1) 来年の4月21日で周南合併20周年を迎える。県内では最初の合併で、78名の議員の在任特例2年間の途中に議員報酬統一問題で議会解散となり、その後34名の議員定数で行う選挙は当時の全国ニュースにもなった。周南地域全体の合併を見据えた2市2町の先行合併の推進として、「拠点性の向上」「豊かさの創造」「一体性の確保」という3つの視点から、21のリーディングプロジェクトが推進されてきたが、今日までの歩みをどのように評価するのか。合併20周年に当たり、じっくりと総括し、これからの課題と方向性を明確にすべきではないか。

4 吉安新太（志高会）

1 罹災ごみの対応・支援について

- (1) 罹災ごみの処分について、以下を問う。
 - ア 火災で発生したごみは、一般廃棄物として扱われるものと、産業廃棄物として扱われるものに分かれ、その分別は罹災者にとって相当な負担となる。これらを分けずに受け入れる処分場を市内に造ることはできないか。
 - イ 火災で発生したごみを処分する際、罹災者は相当な費用負担を負うこととなる。罹災者の費用負担を軽減するために、処分に要した費用に対する補助を検討できないか。

2 コロナ禍における物価高騰等への本市独自の対策について

- (1) 本市では、キャッシュレス決済を利用した際に、決済金額の最大20%を還元するキャンペーンを行っているが、還元したポイントを市外で利用される場合も多い。世田谷区商店街振興組合連合会の「せたがやペイ」を参考に、本市の地域通貨「周南ペイ」を導入することで、還元したポイントが再び市内で利用され、市内の小規模事業者等の支援につながると考えるがどうか。
- (2) 消費者の購買意欲を高め、飲食業界、建設業界を支援するため、本市独自のG o T o I

ートや、リフォーム時に経費の一部をポイントで還元するG o T o リフォームの実施について検討してほしいがどうか。

3 選挙について

- (1) 期日前投票制度は、投票日前であっても投票日と同じ方法で投票することができる制度であるが、有権者からは期日前投票を行う事由を選択する際に、該当する項目がないとの声を聞く。期日前投票を行う事由として、その他の項目を設けることはできないか。
- (2) 令和5年4月には、山口県議会議員選挙、周南市長選挙が行われる。ここ数年の投票率の低下は社会問題だと感じる。特に、10歳代から30歳代の若者の投票率の低下は著しく、全体の投票率の低下につながっている。選挙管理委員会として、若者の投票率向上に向けて何らかの対策を講じるべきと考えるがどうか。

5 小林正樹（志高会）

1 高齢者をはじめとした健康づくりの推進について

- (1) 令和4年度における、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業をどのように進めているか。また、進捗はどうか。
- (2) 高齢者の主体的な健康増進活動や介護予防運動は奨励すべきであり、それは結果として、一つのコミュニティーの場が機能することにもつながると考える。本市としても、しっかりと支援の手を差し伸べるべき福祉施策と思うがどうか。

2 命を守る防災・減災・備災について

- (1) 水路の維持管理について、以下を問う。
 - ア 法定外公共物である水路の維持管理が困難となってきた課題について、本市の考えは。
 - イ 市や県が管理している河川の維持管理に関して、要望の声は多い。本市としての対応はどうか。
- (2) 土のうステーションを設置する自治体は増加傾向にある。本市における土のうの運用方法について、見直す時期に来ているのではないか。
- (3) 防災や危機管理に係る対応への女性職員の積極的配置について、本市の考えは。

3 テレビのデータ放送を活用した広報強化について

- (1) 本年7月1日から、新たな取組として、データ放送を活用した情報発信のサービスを導入しているが、その考えを問う。

6 篠田裕二郎（未来ラボ）

1 新型コロナ対策について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の第8波が到来している。現状と本市の対応について、以下を問う。
 - ア 現在、新規感染者数の公表は保健所管内での発表となっているが、周南市の推移はどうなっているか。また、年代別の割合はどうなっているか。
 - イ これ以上感染者数が増加した場合、医療体制に問題はないか。

ウ 経済対策はどうするのか。

2 教育行政について

(1) コミュニティスクールが平成24年から始まり10年が経過しているが、「地域と“共に”ある学校」づくりについて、以下を問う。

ア 10年経過して、成果と課題についてどう総括しているか。

イ その趣旨は地域に十分浸透しているか。

ウ 教員の負担は増大していないか。

(2) 地域学校協働活動の充実について、現状と課題は。

3 ストーカー問題について

(1) ストーカー被害またはその疑いがあると相談を受けた場合について、以下を問う。

ア ストーカー被害に対し、本市はどのように考えているか。

イ 過去にそのような相談はあったか。

ウ 被害者に対し、どうケアしていくのか。

エ 未然に防ぐため、どのようなことができるか。

7 藤井康弘（水月会）

1 須々万地区の中心部を流れる準用河川新引川の抜本的かつ合理的な治水対策について

(1) 須々万地区の中心部を流れる新引川については、私の知る範囲では、20年以上前に大規模な洪水災害が起こり広範囲にわたって床上浸水等の被害が発生したことがあるが、その後は、市による計画的な改修工事によって、大きな水害は起こっていなかった。しかし、最近では、温暖化による気候変動の影響で経験したことのない集中豪雨が頻発するようになったことから、毎年のように新引川の流域各所で溢水が起こるようになり、今年は台風14号の通過時に深刻な洪水被害が発生するところとなった。そこで、先日、洪水の原因となっている箇所を突き止めるために、上流の水路からスタートして2級河川須々万川に合流するまで、新引川全流域を歩いて探索したところ、被害を少しでも減らすためには来年の梅雨時期までにしゅんせつをしたほうがよいと思われる箇所が3か所ほどあったが、ここが洪水の主原因だと特定できるような特別な箇所は存在しなかった。要するに、つまるところ川が小さ過ぎることが原因なのである。かつては水田地帯だった新引川周辺が宅地開発や道路建設等による舗装等の地表面被覆化によって地中への雨水の浸透量が激減した上に、気候変動で短時間の降雨量が激増したために、もともと水路とあまり変わらないような小さな川である新引川の雨水の処理能力をはるかに上回る大量の雨水が一気に流入するようになったことが、洪水の根本的な原因にほかならないと考えられるのである。したがって、新引川の抜本的な治水対策としては、河川の全面的な拡張工事ということになるが、それは現実的にも財政的にも極めて難しいと言わざるを得ない。そこで、考えられるのは、降水で異常に河川が増水したときに河川の水を自然に漏れいさせて一時的に貯水する調整池を河川の沿岸に整備することである。この洪水防御のための調整池を整備する場合に一番問題となるのは、河川沿岸に適切な用地を確保するのが難しいことであるが、幸か不幸か新引川の沿岸にはあり余るほどの耕作放棄地が存在している。その中から調整池

の条件に合う耕作放棄地の幾つかを取得して、新引川沿岸にシンプルな構造の掘込式の調整池を数か所整備することが、最も合理的で経済的な新引川の抜本的な治水対策となると考えるがどうか。

2 特に農地の転用によって宅地開発が進んだ須々万地区等で問題が顕在化している管理されていない荒廃した水路によって住宅地に起きる水害に対する対応について

- (1) 温暖化による気候変動の影響で経験したことのない集中豪雨が頻発するようになってい
る中で、耕作放棄地が増え続けていることから、特に農地の転用によって宅地開発が進
んだ須々万地区等では、管理されていない荒廃した水路による住宅地の水害が問題となっ
ている。そこで、既に農業用水路としての機能を果たしていない水路は、行政上は法定外
公共物として位置づけられるのが一般的であるので、法定外公共物の管理責任の所在を
検討すると、周南市法定外公共物管理条例第3条は「法定外公共物をその目的の範囲内
において日常的に利用する者は、当該法定外公共物が常に良好な状態で利用できるよう
、その保全に努めなければならない。」と定めている。しかし、この規定は、その文面
からも明らかに、法定外公共物を利用する地域住民に通常の維持管理をする努力義務が
あることを定めているにすぎず、本市は法定外公共物については維持管理の法的責任を
負わないことを定めているものではないし、利用されていない法定外公共物の管理責任
については触れられていない。そもそも、法定外公共物とは、道路法や河川法等の個別
の公物管理法の適用を受ける市道や準用河川等の法定公物以外の公物を指す行政法学上
の概念であり、決して国や自治体が法的な管理責任を負わないことを意味するもので
はなく、法定外公共物の管理責任については、当然のことながら行政法の一般法理によ
って決せられることになる。この点、法理論上は、平成11年に成立した地方分権の
推進を図るための関係法律の整備等に関する法律によって、法定外公共物の所有権は
、国から市町村に移転しており、公物管理の権利義務の主体はその公物の所有権の
帰属する行政主体であることは公物法の大原則であり、法定外公共物を例外とする
法的根拠はない。加えて、法定外公共物の所有権が国に帰属していたときは、市が
法定外公共物を事実上管理することはかえって国家賠償法第2条の公の営造物の設
置管理の瑕疵による損害賠償責任を負う根拠となるリスクがあったが、市に所有権
が帰属する今は、市が必要な管理をしないことは逆に同法の賠償責任を負う根拠と
なるリスクがあると言える。また、国からの移譲は、法定外公共物については財産
管理と機能管理の双方を地方公共団体の事務とするのが最も筋の通った考え方であ
るという地方分権推進委員会の勧告に従って行われたという経緯も忘れてはならない。
以上の検討を前提にすれば、法定外公共物の管理責任については、次のように考える
べきではないか。①現に利用されている法定外公共物については、受益者負担の趣旨
から、原則として、利用している地元住民が、草刈りや軽微な補修工事等の通常の維
持管理を行い、市は、原材料支給等で限定的な支援をする。ただし、法定外公共物の
災害復旧については、受益者負担の趣旨が全面的には妥当しないので、利用者であ
る地元住民による復旧工事に対して、所有者である市が原則として2分の1の補助金
の支給をする。②これに対して、現に利用されていない法定外公共物については、
受益者負担という観念が成立しないので、地元住民による維持管理ということは問題
にならず、市も、道路（赤線）に関しては、利

用者がいない以上その機能を維持する必要性もないので、例えば崩壊して住宅に被害を及ぼすおそれがあるような場合以外は、放置しておいて別段構わないと言える。しかし、水路（青線）については、事情が異なる。利用されていない道は誰も通らないというだけのことだが、利用されていない水路は通常依然として雨水等が通っているので、管理しなくなると荒廃し、周辺に住宅等があると大雨が降れば水害の発生源となる。そこで、利用されていない水路については、周辺に住宅等が存在し、水路の荒廃によって現に水害が発生した場合は、被災住民から要望があれば、市が責任を持って減災対策を講じる必要があると解すべきである。したがって、法定公共物である市道・準用河川と法定外公共物である赤線・青線に対する市の管理責任の違いは、オール・オア・ナッシングではなく、限られた予算の中での優先順位の問題だということになる。つまり、一般的には、個別の公物管理法によって規定されており、通常は公共性も高い市道・準用河川の維持管理が当然優先されることになるが、市民の生命・財産を守るという市の最大の使命に直面した場合等には法定外公共物に対する市の維持管理責任が顕在化して、荒廃した水路等について優先的に減災対策を講じる必要があることになる。以上述べた法定外公共物の管理責任に関する基本的な考え方について、市の見解を問う。

3 自治会による自主的な法定外公共物の維持管理に対する支援について

- (1) 地元自治会による自主的な法定外公共物の維持管理に対する支援については、原材料の支給のみであったが、高齢化が進む自治会の現状等を受けて、昨年度から新たに工事費に対する補助金の支給もするようになった。ただ、令和3年度の状況を見ると、実際には想定したほど活用されなかったと言える。その理由としては、まだスタートしたばかりで広く周知されていないということもあるが、制度に利用しにくい点があることが原因になっているのではないと思われる。その第1点は、自治会が工事費の全額を支払った後に、工事費の2分の1の補助金が自治会に支給される仕組みになっているので、余裕資金のない自治会は、自治会長が補助金分を立替払いするなどの、当面の支払代金の工面が大変だということである。第2点は、原材料支給と工事補助金交付の二者択一の制度になっているので、どうしても裏負担のない原材料支給のほうを不承不承選択するということになりがちであるということである。第1点については、自治会が補助金分は支払わなくても済むような仕組みにできないか、第2点については、当面は、工事規模が大きくなることが多い災害復旧に限定するという取扱いでもよいので、原材料と工事補助金の併給ができるような制度に改定できないかを問う。

4 激化化する自然災害によって、私有財産である住宅や敷地等に被災者個人では復旧が困難な甚大な被害を被った場合における、支援制度について

- (1) 最近では、激化化する自然災害、特に集中豪雨による災害によって、私有財産である住宅や敷地などに被災者個人では復旧が困難な甚大な被害を被る事案が増え続けているが、私有財産に公費を投じることに対する抵抗感があることや財政負担の膨張に対する危惧から、公的な支援制度は極めて限定的であるのが実状である。現在、自然災害によって被害を受けた住宅等の私有財産の復旧に対する一般的な支援制度としては、被災者生活再建支援法に基づく最大300万円の支援金の支給等があるが、市内で10世帯以上の住宅の全壊が

発生していること等が適用要件となっているため、個別にはどんなに深刻な被害であっても通常の自然災害による被害が救済されることはない。また、一般的な融資制度として、住宅金融支援機構による最大3,700万円の災害復興住宅融資制度があるが、融資の対象は住宅の建設・購入・補修であるため、敷地や公道と住宅を結ぶ純粋な私道等が被災したケースは融資の対象にならないという限界がある。結局、被災した私有財産には、あまり厳しい限定をしていない、汎用性のある災害復旧のための融資制度として、150万円を限度とする県の社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付制度と200万円を限度とする周南市災害復旧援護資金融資制度があるが、最近の自然災害の激烈化に対応するには、両制度の併用が必要になるケースが多いと考えられる。そこで、障害となるのは、本市の融資制度が融資の条件として連帯保証人を2名立てることを要求し、融資の対象者を常用の勤労者に限定していることである。両制度は、私有財産の災害復旧に対する最後の支援というべきものであるから、周南市災害復旧援護資金融資制度要綱を改正し、連帯保証人は不要とする等、より利用しやすい制度とすべきではないかと考えるがどうか。

8 魚永智行（日本共産党）

1 セアカゴケグモの発見に対する対応について

(1) 本年10月31日に、晴海町の事業所においてセアカゴケグモが発見されたとの報道があった。このことについて、以下を問う。

ア 発見された当時の状況はどうであったか。また、県及び市はどのような対応をしたのか。

イ セアカゴケグモの侵入経路について、調査が必要ではないか。

ウ 事業所や関係者だけでなく、市民にも広く注意を呼びかけるべきではないか。

2 労働者協同組合について

(1) 労働者協同組合法が令和2年12月に国会において全会一致で成立し、本年10月1日に施行された。厚生労働省の資料によると労働者協同組合は、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための選択肢の一つであり、今後各地域で様々な事業が展開され、我が国の地域づくりの中で重要な役割を担うことが期待されていると紹介されている。このことについて、以下を問う。

ア 本市においても、人口減少、少子高齢化が進み、地域を取り巻く課題が多様化・高度化する中で、これらの様々な課題を解決するための一つ的手段として、労働者協同組合の活動を取り入れていくべきと考えるが、どうか。

イ 労働者協同組合の設立や活動の進め方等について積極的にPRしていくべきと考えるが、どうか。

3 インボイス制度の導入による免税事業者への影響について

(1) インボイス制度の導入によって、地方自治体の特別会計や公営企業会計における工事の発注や物品の購入などにおいて、適格請求書発行事業者の登録手続きをしていない免税事業者を排除する等の影響が出るのではないかと考えるが、本市としてどう対応するのか。

4 会計年度任用職員制度の改善について

- (1) 本市においては、会計年度任用職員の任用について、公募によらない再度任用を2会計年度までとしており、制度開始から3年が経過する。今年度末には、多くの会計年度任用職員が任期満了を迎えるため、今後も働き続けることができるのかといった不安が広がっている。会計年度任用職員の再度任用については、本人の意思を確認した上で、公募によらず、勤務実績に基づく任用とするよう、制度を見直してはどうか。

5 学校施設のZEB化とエコスクール整備の取組について

- (1) 脱炭素化を目指す取組の一つとして、学校施設のZEB化を進めることは重要なことと考える。また、国においても、エコスクールの整備を推進するため、エコスクール・プラスという支援制度を設けている。本市としても、学校施設のZEB化、エコスクール整備の取組を積極的に進めるべきと考えるが、どうか。
- (2) 学校施設のZEB化を推進するに当たっては、学校施設の老朽化対策と一体的に整備を進めることが必要と考える。本市の学校施設等長寿命化計画にも、ZEB化やエコスクール整備の取組を盛り込んでどうか。

9 岩田淳司（水月会）

1 本市のスマートシティの推進について

- (1) 本市では令和3年3月に周南市スマートシティ構想を策定し、4月からスマートシティ推進本部を立ち上げ、全庁的にその取組を進めてきた。令和4年4月にはその主管課を情報企画課からスマートシティ推進課へと改編改名し、令和4年度の施政方針でも積極的に推進すると明言されている。2050年を乗り越え、本市を将来へとつなぐ上でこの取組は非常に重要であると考え。そこで、以下を問う。

ア スマートシティの推進は市の最重点施策として進められているが、この重要性を市民や市内企業に理解してもらうため、これまでどのような努力をし、どのような取組を始めているのか。

イ 市は今後ビッグデータをどう活用していくのか。

ウ マイナンバーカードの普及はスマートシティの推進につながると考えるが、今後の市の取組は。

エ 令和3年度から周南市スマートシティ推進協議会を立ち上げ、2つの地区をモデル地区に選定し活動している。そこで、以下を問う。

(f) 協議会とモデル地区の活動のこれまでの成果と今後の展開は。

(g) 令和6年4月設置予定の周南公立大学情報科学部や、徳山高専のこの活動への積極的な関与を期待するがどうか。

オ 地域の高齢者のデジタルデバインド解消に向け、市民センター等にタブレット端末を配備し、スマートフォンやタブレットの使い方講習などを行ってどうか。

10 江崎加代子（公明党）

1 鳥獣被害防止対策について

- (1) 本市の鳥獣被害防止対策について、以下を問う。

- ア 近年の被害額は。
- イ 被害の傾向はどうか。
- ウ 今後の対策はどうか。
- エ ドローンを使った獣害対策や、ICTを活用したおり・わなの導入を考えてはどうか。

2 人口や医療機関が少ない地域における今後の医療体制について

- (1) 市民が、住み慣れた地域で暮らしていくためには、医療体制の整備は不可欠と考え、以下を問う。
 - ア 暮らしや医療に関するアンケート調査を実施されたが、その回答率はどうか。
 - イ アンケートの結果をどのように活用していくのか。また、今後の展開は。
 - ウ オンライン診療は、離れた地域を結び、限られた医療資源を有効に活用していく方法と考えるが、本市の考えは。
 - エ 地域医療を支えるに当たっては、在宅医療の体制も今後さらに必要になってくる。しかしながら、広範囲にわたって、日夜間わず診療するのは難しいと考えるが、今後の展開はどうか。

3 子育て支援について

- (1) 本市の子育て支援について、以下を問う。
 - ア 保育所等を年度途中から利用することが難しくなっていると聞いているが、その対策はどうか。
 - イ 特に情報の届きにくい妊婦や、ゼロ歳から2歳の低年齢期の子育て家庭との関係をつくり、適切な時に、必要なアドバイスができる相談体制の整備と、使えるサービスなどの情報提供が必要と考えるが、そういった子育て家庭に寄り添った相談支援体制の構築について考えられないか。
 - ウ 周南市新生児臨時特別給付金について、今後の考えはどうか。

1 1 小池一正（公明党）

1 障害者福祉施策について

- (1) 昨今の物価高騰等、社会情勢の変化を踏まえ、本市独自に日常生活用具の基準額を見直す考えはあるか。また、これまでに種目の追加や基準額を見直したことはあるか。
- (2) 障害者の生活支援に向け、国では住まいや働き方の幅を広げる障害者関連法案が審議されている。障害者の意思が尊重される環境づくりについて、どのように取り組むのか。
- (3) 人工肛門や人工ぼうこうを使用されているオストメイトの方が排泄物の処理、ストーマ用装具の交換・装着、ストーマ周辺皮膚の洗浄、衣服・使用済み装具の洗濯などを行うことができるオストメイト対応トイレがない施設に今後、整備する考えはあるか。

2 墓地行政について

- (1) 市営墓地の現状と今後の管理運営について、以下を問う。
 - ア 市営墓地の管理数、区画数と利用状況は。
 - イ 無縁墓の対策について、どのように考えているのか。
 - ウ 墓地使用許可申請時に、世帯全員の住民票の写しまたは戸籍謄本を添付するようにな

っているが、どのように活用されているのか。また、申請書様式に承継者の記入欄を設けてはどうか。

- (2) 埋葬に関して、多様化する住民ニーズに応えるため、新たな市営墓地の整備が必要と考えるが、本市の見解は。

1 2 福田吏江子（志高会）

1 主体的な学校選択につながる教育環境について

- (1) 特認校制について、以下を問う。

ア 現在、周南市立小学校小規模特認校制度により、須磨小学校、鼓南小学校、八代小学校が小規模特認校に指定されている。このことについて、以下を問う。

(f) 小規模特認校制度を導入している目的は何か。

(g) それぞれの学校の、カリキュラムや教育環境の特色は何か。

(h) 当該制度についての情報発信を、充実させてはどうか。

(i) 和田小学校を小規模特認校に指定する考えはあるか。

イ 中学校への小規模特認校制度導入については、検討をしているか。

- (2) 学校の自由選択制について、どのように考えているか。

- (3) 学校施設を他の公共施設と複合化することで、より地域に密着した、独自性のある教育活動が実現できると考えるがどうか。

2 デジタル田園都市に向けて

- (1) デジタル田園都市国家構想は、地方からデジタルの実装を進めることにより、地方の社会課題の解決・魅力の向上をより高度に効率的に目指すものであるが、その実現のためには、デジタルインフラの整備が必要である。そこで、以下を問う。

ア 本市における、5G・光ファイバー整備の今後のビジョンは。また、それに向けての進捗は。

イ 総務省・経済産業省の施策として、データセンターの地方分散を促進している。今後のデジタル社会を見据えて、データセンターの市内への立地についてどのように考えているか。

ウ デジタルインフラの整備やデジタル実装について、近隣自治体との連携をどのように考え、取り組んでいるか。

1 3 長嶺敏昭（参輝会）

1 中山間地域の多面的機能維持、促進のための農業基盤整備について

- (1) 農業従事者の高齢化等により中山間地域の農家の将来は危機的状況にある。農業を継続することが困難になったとき、農業法人などの担い手に農業を引き継いでもらうために、未整備農地の圃場整備を速やかに進める必要があることから、鹿野土地改良区主催で県周南農林事務所、本市農林課も出席して勉強会が開催された。関心が高い地域もあり、本市の今後の整備方針、支援を問う。

ア 農業経営だけでなく国土保全など中山間地域が持つ多面的機能維持・促進のための農

地の圃場整備の必要性について、本市の見解はどうか。

イ 本市では1地区の圃場整備が済むまでは、新たな地区での事業は行わないと聞く。事業着手までの準備に約5年はかかるようで、関係住民の合意形成を進め、合意が調った地域から待ったなしの事業推進が地域を救うことになる。積極的な関与、推進方針を示し、支援するべきだと強く思うがどうか。

ウ 土地改良区の勉強会では、ハード・ソフトの両面で様々な支援があり、取組は可能とのことだが、具体的にはどんな補助メニューがあるのか。

(2) 担い手確保を含め、農業法人も高齢化が進んでおり、農業経営継続のため、幾つかある法人連携による後継者の確保等に雇用を伴う連合体の発足が進んでいる。そこで支援について、以下を問う。

ア 本市は法人連携の動きをどう評価しているか。

イ 連合体発足には、初期投資や運営に多額の経費がかかる。財政的支援が必要だと思うがどうか。

ウ 担い手である農業法人の経営には高額な農業機械等の設備投資が欠かせないが、長期的な財政支援は考えられないか。

2 周南市鹿野総合体育館を核としたスポーツ交流拠点づくりについて

(1) 近い将来、鹿野総合支所跡地が観光交流の一つの拠点となれば、鹿野総合体育館、コアプラザかの、鹿野診療所、鹿野図書館、鹿野中学校校舎、鹿野ふれあい広場、コアプラザかの隣接グラウンド及び鹿野小・中学校グラウンドなどは、鹿野総合支所の移転に伴い、文化・スポーツや医療・福祉等の行政サービスが集中する一帯を、他市にも誇れるもう一方のゾーンと捉え、都市部や他市のスポーツ愛好者との交流の場として、さらに活性化させることができると考える。鹿野総合体育館は、近隣にはない規模・機能を有するだけでなく、鹿野インターチェンジから数分という、抜群のアクセス利便性を有する貴重な地域資源である。利用者に愛されるため、早期改修等が必要と考え、以下を問う。

ア トイレの全面改修は。

イ アリーナの防球ネットの整備は。

ウ バasketゴールは開設当時のままである。ミニバスケットボールにも使用できる、調整可能なゴールポストへの改修は。

エ 周辺部に希少なトレーニングルームの充実は。

(2) 各種スポーツの競技会、コンテスト及びイベントの会場として、鹿野小・中学校の体育館や鹿野ふれあい広場も含め、大会の誘致を積極的に行い、本市北部におけるスポーツ等の交流拠点づくりに尽力してほしいがどうか。

(3) 施設の規模や周辺環境が良好なことから、スポーツ団体の、宿泊を伴う強化合宿ができないかとの要望や問合せがあると聞く。鹿野中学校の空きスペースを用途変更して、柔軟に対応できるようにしてはどうか。

3 過疎債の有効活用について

(1) 過疎債を活用できる期間が、令和8年度で終了する。それまでの間に、鹿野総合支所周辺の、清流通りや天神山公園等の美観整備事業などを実施できないか。

1 4 佐々木照彦（志高会）

1 子供、若者の支援に関する取組について

- (1) 第2期周南市子ども・子育て支援事業計画は、令和4年度が計画期間の中間年となる。また、国においては令和5年4月1日にこども基本法とこども家庭庁設置法が施行されることとなっており、子供に関する取組・政策の加速が予想される。本市の取組について、以下を問う。

- ア 本事業計画の進捗状況は。
- イ 事業内容や計画の見直しはあるか。
- ウ 児童の権利と事業の整合性は。
- エ 子供に優しい町をどのように捉え、取組を進めているか。

- (2) 平成21年施行の子ども・若者育成支援推進法に基づき、県には平成26年に山口県子ども・若者支援地域協議会が設置され、子供から若者までの支援を効果的かつ円滑に進めるとしている。子供や家庭が抱える様々な複合的課題に対し、縦割り型や年齢の壁を克服した切れ目のない包括的な支援が必要だと思うが、本市の取組を問う。

2 学生等応援事業について

- (1) 令和2年から続く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、最近では物価高騰が家庭を直撃している。実家を出て生活をする大学生等の学生生活にも影響がある。将来を見据え、定住人口や関係人口等の増加につながる市として独自の取組をしてはどうか。

1 5 細田憲司（参輝会）

1 中学校における部活動の地域移行について

- (1) 国は、令和5年度の移行開始から令和7年度末を目途とし、中学校における部活動を地域へ移行することを目指すとしている。そこで、今後の在り方も含め、以下について問う。

- ア 現在の部活動の実態は。また、何のための地域移行なのか。その利点と課題は。
- イ 指導者の確保は。
- ウ 送迎等、保護者の負担が増えるのではないか。
- エ 生徒の意欲低下につながらないか。
- オ 学校や教員の関わり方は。
- カ 各学校の伝統や特色が失われないか。
- キ 皆が納得できる地域移行とするため、来年度からは、どのように取り組むのか。

2 防災行政無線について

- (1) 来るべき大災害において、防災行政無線の役割は非常に重要だと考えるが、市民からは聞こえづらい、何を言っているのか分からないという声が多い。そこで、以下について問う。

- ア 現状の音声をどう考えているのか。
- イ いざというときに役に立たなければ、何の意味もない。早急な改善が必要ではないか。

16 渡辺君枝（日本共産党）

1 鹿野総合支所の跡地整備について

(1) 地域住民の声を聞くために、どのような取組がされたか。以下について、問う。

ア 10月17日に、鹿野の風プロジェクトが、観光交流課などに、鹿野総合支所跡地の活用案について提案し、意見交換をされたようだが、その内容はどのようなものであったか。また、その内容を庁内で共有することだったが、鹿野観光交流拠点施設整備構想策定検討会議で報告し、内容を検討されたのか。

イ そのほかに鹿野地域住民の要望や意見を聞く取組は行っているか。

(2) 11月になって初めて「鹿野総合支所整備、鹿野地域振興プランの進捗状況のお知らせ」が、鹿野地域内の自治会に班回覧で届いた。以下について、問う。

ア いつ、誰が発行したのか分からない文書で、裏面に印刷された鹿野地域活性化講演会は届いた日の3日後の開催であったため、参加できなかったとの声を聞いた。班回覧で報告されている活動内容には、6月に旧鹿野公民館ペインティングアート、7月に鹿野地域活性化研究会を設置、9月にZ世代との意見交換を行ったと記載されているが、行事が紹介されているだけで内容については分からない。Z世代との意見交換は、9月21日に長野大学羽田准教授を迎えての講演と討論会のことだと思うが、どのような内容で、どのような意見があったのか。

イ 11月15日に行われた鹿野地域活性化講演会の主催は周南市、共催が鹿野地域活性化研究会となっているが、鹿野地域活性化研究会とはどのような組織か。どこが組織し、どのような人が参加しているのか。組織を運営する経費はどうされているのか。

(3) 鹿野総合支所の跡地整備について、来年度の具体的な計画と予算はどのように考えているか。

2 給食費の無償化について

(1) 長引くコロナ禍と物価高騰の中、給食費の無償化で子育て支援をしてはどうかと思い、以下について問う。

ア 憲法第26条で義務教育の無償が定められ、給食食材費も教科書無償と同じく無償と考えるべきである。食育基本法では、給食が単なる栄養補給ではなく教育の重要な一環であるとしており、食育の持つ意味は重要である。ユネスコも、学校給食運営費は全ての学校で中央あるいは地方行政当局の負担とする勧告をしている。長引くコロナ禍と物価高騰により、家計の負担が大きくなっていることから、学校給食の無償化に乗り出す自治体が増えている。本市でも小学校・中学校で提供する給食を市費で無償とすることはできないか。

イ 給食費の無償化は国の責任で行うべきと国への意見書を上げるべきと思うが、市の考えは。

3 こども医療費助成制度の拡充について

(1) 令和3年10月から、小学校卒業までの医療費が無料となったが、高校卒業までの所得制限のない医療費無料化はできないのか。

4 八代地区での自衛隊機と米軍機の飛行について

- (1) ナベヅルの渡来地、八代地区の上空を、轟音を立てて自衛隊機と米軍機が飛行する。鶴の保護のため、特に鶴の渡来中は飛行の中止を求めるべきと考えるがどうか。

1 7 中村富美子（日本共産党）

1 災害時の避難場所における市の対応について

- (1) 気象庁は、本年9月の台風11号を非常に強い勢力の台風と発表し、市内の私立幼稚園や小中学校、児童クラブは臨時休業の措置を取った。市は16の公共施設を避難場所として開設し、自主避難者を受け入れた。6日の午前6時の時点で60世帯67人が避難したが、避難者が毛布を借りたいと申し出たが、貸出しを断られたという。市が避難指示を出した場合は貸出しをするが、自主避難の場合は貸出しをしていない。なぜ、そのような対応をするのか。温かい対応をするべきではないか。

2 可燃ごみの搬出方法について

- (1) 本市の剪定枝のごみの出し方は、長さ40センチメートル、幅5センチメートル以内にし、可燃ごみの袋に入れて出すことになっているが、周南地区衛生施設組合の構成市である下松市、光市とは出し方が異なる。市民から効率的にひもで縛って出す方法に変更してはどうかとの声を聞くが、そのようにできないか。

3 中開作浸水対策事業の工期について

- (1) 中開作地区（新南陽）は、長年大雨時の冠水に悩まされている。本年7月15日に、中開作線整備事業について地元説明会があり、全体スケジュールが示された。道路建設は7年間、雨水幹線整備は5年間、雨水ポンプ場整備は6年間の工期予定となっている。雨水ポンプ場に至っては供用開始の時期が示されておらず、市民の不安は募るばかりである。この事業がスタートした時期はいつか。全体工事は古川跨線橋整備事業の10年間よりも長い12年間だが、なぜ、こんなに時間がかかるのか。その理由は何か。工期の短縮はできないか。

1 8 友田秀明（周南市民の会）

1 地域社会を支える担い手の確保について

- (1) 自治会は地域社会を支える大きな役割を果たしているが、昨今、全国的に自治会への加入世帯が減少している。また、役員の成り手不足が問題になっているが、本市の状況はどうか。
- (2) 民生委員・児童委員の人材確保が難しく、全国的に高齢化が進んでいると聞くが、本市の状況はどうか。

2 周南市駅前賑わい交流施設及び周南市立徳山駅前図書館の第2期指定管理者募集について

- (1) 周南市徳山駅前賑わい交流施設指定管理者応募者評価委員会において、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社を最優秀提案者の候補者として決定されたが、決定された

要因は何か。また、問題点はないか。

3 藤井市長の市政4年間の総括について

- (1) 藤井市長が市長に就任され、4年間の任期もあと僅かとなった。就任した年は既に予算が決められており藤井カラーを出すことができず、新市長として難しい1年であったと思う。2年目に入る前後に新型コロナウイルス感染症の拡大があり、今日現在も対策に追われている。市民の生命を守ることに全力で対応され、平時がひとときもない大変な期間を過不足なく懸命に市長を務めてこられた。そんなコロナ禍において、徳山大学の公立化を実現されたこと等評価しているが、市長のこれまでの市政に対する自己評価を聞く。

19 古谷幸男（周南市民の会）

1 物価高騰による予算への影響について

- (1) 現在、物価高騰により、市民の生活や社会全体に大きな影響が出ているが、予算への影響はないか。

2 土地改良事業について

- (1) 周南市市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例施行規則が今年改正された。これまで予算規模の増額も要望してきたが、今年の実件数や事業の執行状況、予算状況について問う。

3 新斎場建設に係る新南陽・鹿野地域の住民の使用について

- (1) 現在、新南陽及び鹿野地域の住民は、御屋敷山斎場の使用料は本市が負担しているので、実質無料となっている。周南地区衛生施設組合が造られる新斎場は、使用料について有料化の方針で検討をされている。現状のままならば、使用料は3万6,000円となる。新南陽・鹿野の両地域住民の使用料は幾らになるのか。また、全市民の平等性、公平性は改善されるのか、今後の方針は。

20 島津幸男（周南市民の会）

1 新斎場の使用料金新設について

- (1) 一部事務組合における議論の中で、特に死者への尊厳、火葬について、どのような内容の話し合いがなされたのか。
- (2) 使用料金の算定根拠を問う。
- (3) 埋葬の際の、刑法第190条の死体損壊等罪に関する行政の対応を問う。
- (4) 困窮者に対する対応と実態を問う。

2 徳山駅前地区市街地再開発事業における補助金の追加増額の要望について

- (1) 徳山駅前地区市街地再開発組合から要望された経緯と模様を問う。
- (2) 要望金額と、それに対する市の補助金の拠出基準と拠出予定額を問う。
- (3) 市からの監査体制（監査役派遣等）や、市民の理解をより得られるよう、市民ホール、大学のサテライトキャンパス等を今後検討することは考えられないか。